

広島県教育委員会規則第八号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表広島県立広島南特別支援学校の項を次のように改める。

広島県立 広島南特 別支援学 校		聴覚障害			広島市中 区吉島東 二丁目
幼稚園部	小学部	中学部	高等部	普通科	
	六年	三年	三年	三年	

別表広島県立黒瀬特別支援学校の項の次に次のように加える。

広島県立 呉南特別 支援学校		聴覚障害			呉市阿賀 中央五丁 目
幼稚園部	小学部	中学部	小学部	高等部	
	六年	三年	三年	三年	

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号。以下「就学区域規則」という。)の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表中

独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者(入院する見込みの者を含む。)	広島県立広島西特別支援学校
--	---------------

を

独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者(入院する見込みの者を含む。)	広島県立広島西特別支援学校
医療法人西本会安浦病院	広島県立黒瀬特別支援学校

に改め、同条第五項を次のよ

に入院している者（入院する見込みの者を含む。）

うに改める。

5 次表の上欄に掲げる地域に保護者の住所が属する者（聴覚障害者に限る。）は、同表の下欄に掲げる特別支援学校に就学することができる。

地 域	校 名
東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬榎原北一丁目から三丁目まで、黒瀬榎原東一丁目から三丁目まで、黒瀬榎原西一丁目及び二丁目、福富町、豊栄町、河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地並びに安芸津町を除く。）及び安芸郡（熊野町に限る。）	広島県立呉南特別支援学校

別表広島県立広島南特別支援学校の項を次のように改める。

広島県立広島南特別支援学校	聴覚障害
	広島市、三原市（大和町に限る。）、府中市（上下町に限る。）、三次市、庄原市、大竹市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬榎原北一丁目から三丁目まで、黒瀬榎原東一丁目から三丁目まで、黒瀬榎原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町を除く。）、廿日市市、安芸高田市、江田島市（江田島町を除く。）、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡（世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原に限る。）及び神石郡

別表広島県立福山北特別支援学校の項中「鞆町」を「鞆町後地、鞆町鞆」に改め、「南松永町一丁目から四丁目まで」の下に「、宮前町一丁目及び二丁目」を加え、「及び沼隈町」を「並びに沼隈町」に改め、同表広島県立三原特別支援学校の項中「呉市（豊浜町及び豊町に限る。）」を削り、「河内町」の下に「、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地」を加え、同表広島県立呉特別支援学校の項中

「小学部及び中学部については、広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目

及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政敵一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、栃原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町に限る。）、江田島市及び安芸郡

高等部については、広島市（安芸区に限る。）、呉市（安芸区に限る。）、安浦町、安浦町安登西一丁目から十丁目まで、安浦町安登東一丁目から六丁目まで、安浦町中央ハイツ、安浦町中央一丁目から七丁目まで、安浦町中央北一丁目及び二丁目、安浦町水尻一丁目及び二丁目、安浦町三津口一丁目から六丁目まで、安浦町内海北一丁目から七丁目まで、安浦町内海南一丁目から六丁目まで、豊浜町並びに豊町を除く。）、江田島市及び安芸郡

広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政敵一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、栃原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町畑一丁目から三丁目まで並びに豊町を除く。）、江田島市及び安芸郡

を

に改め、同表広島県立沼隈特別支援学校

三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町に限る。）、江田島市及び安芸郡

の項中「鞆町」を「鞆町後地、鞆町鞆」に改め、「南松永町一丁目から四丁目まで」の下に「宮前町一丁目及び二丁目」を加え、「及び沼隈町」を「並びに沼隈町」に改め、同表広島県立黒瀬特別支援学校の項中

小学部及び中学部については、東広島市（河内町及び安芸津町を除く。）
 高等部については、呉市（安浦町、安浦町安登西一丁目から十丁目まで、安浦町安登東一丁目から六丁目まで、安浦町中央ハイッ、安浦町中央一丁目から七丁目まで、安浦町中央北一丁目及び二丁目、安浦町水尻一丁目及び二丁目、安浦町三津口一丁目から六丁目まで、安浦町内海北一丁目から七丁目まで並びに安浦町内海南一丁目から六丁目までに限る。）及び東広島市（河内町及び安芸津町を除く。）

を

東広島市（河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町を除く。）

に改め、同項の次に次のように加える。

広島県立呉南特別支援学校	聴覚障害		呉市、竹原市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ケ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬榎原北一丁目から三丁目まで、黒瀬榎原東一丁目から三丁目まで、黒瀬榎原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町に限る。）及び江田島市（江田島町に限る。）
	知的障害	呉市（焼山町、焼山ひばりケ丘町、焼山此原町、焼山松ケ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ケ丘一丁目から三丁目まで、焼山政敵一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ケ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目	

	<p>から六丁目まで、押込西平町、苗代町、栃原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町一丁目から三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町を除く。）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表に広島県立呉南特別支援学校の項を加える改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。(経過措置)

- 2 この教育委員会規則第二条の規定の施行の日の前日に広島県立三原特別支援学校、広島県立呉特別支援学校及び広島県立黒瀬特別支援学校の高等部に在学する生徒のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学区域については、この教育委員会規則による改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。